

寄附金等取扱規程

第1条 目的

この規程は一般社団法人北海道茶道文化振興協会（以下「当法人」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 定義等

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄附金 当法人の社員又はこの法人の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
 - ② 特定寄附金 当法人の社員又はこの法人の会員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
 - ③ 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金
- 2, この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

第3条 一般寄付金の募集

当法人は常時一般寄附金を募ることができる。

- 2, 一般寄附金は、寄附金総額の 30%以上を定款第4条の事業に使用することとして募集しなければならない。

第4条 特定寄付金の募集

特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という)を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

- 2, 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の 30%以下でなければならない。

第5条 募金目論見書の交付等

特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

- 2, 前項にかかわらず、事務局において募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

第6条 受領書等の送付

一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び第4条第1項による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。

- 2, 前項の受領書には、当法人の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

第7条 募金に係る結果の報告

当法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、事務局に備え、いつでも閲覧可能な状況においてその公開に代えることができる。

- 2, 当法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、事務局に備え、いつでも閲覧可能な状況においてその公開に代えることができる。

第8条 特別寄付金

当法人は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

- 2, 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
- 3, 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金辞退しなければならない。
 - ① 寄附者に寄付対価として何らかの利益または便宜を供与すること
 - ② 寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - ③ 寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合
 - ④ 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合
 - ⑤ 寄付金を受け入れることにより、当法人の業務、財政、または名誉に負担または支障が生じると認められたとき
 - ⑥ その他寄付金等が定款第3条に定める目的の達成に資するものではないと判断したとき

第9条 情報公開

当法人が受領する寄附金については、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

第10条 個人情報保護

寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

第11条 その他

本規定に定めるもののほか、寄付金の取扱いに関して必要な事項は理事長が別に定める。

第12条 改廃

この規定の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月25日から施行する。(平成31年4月25日理事会議決)